

東京都暑熱対応設備整備費用助成事業（クールスポット創出支援事業） Q & A

Q. 「人が自由に入出入りできる空間（施設）」とはどのような場所ですか？

A. 公園や公開空地など、金銭の支払いなどの条件を課されることなく、その空間（施設）を利用することができる場所です。

Q. 「公共交通機関の利用者の用に供する都内の施設又は空間」とはどのような場所ですか？

A. 都内の公共交通機関を利用する方が使用する、公共交通機関の公共性を有する施設や空間であり、バス停や駅舎などが該当します。

なお、実施要綱第4の「人が自由に入出入りできる場所であって、公共交通機関の利用者の用に供する都内の施設又は空間であるもの」とは、上記の公共交通機関の施設等のうち、不特定多数の人が無料で立ち入ることのできる場所を指し、駅の改札内などは除きます。

Q. 「人が通行し、休憩し、又はとどまる」とありますが、このいずれかの要件を満たせばいいのですか？また、その際留意すべきことはありますか？

A. 人が自由に入出入りできる空間（施設）の主な用途が、人の「通行」、「休憩」又は「滞留（とどまる）」である必要があります。一般の方がほとんど通行せず、休憩も滞留もしないような場所に設置する暑熱対応設備は助成対象となりません。なお、ベンチ等が設置されるなど、暑熱を緩和するクールスポットを創出する意図が明確で、効果が見込めると判断できる場合は、助成対象となります。

Q. 既に整備（契約）した暑熱対応設備にも助成金が交付されますか？

A. 助成金の交付について東京都が決定した日以降に、新たに整備する（契約する）暑熱対応設備が助成対象となります。

Q. 暑熱対応設備として例示されているもの以外の設備は助成対象外ですか？

A. 「その他暑熱環境を緩和する効果のある設備」として、データ等で暑熱緩和効果を示していただければ、助成対象となります。

Q. ドライ型ミストから排出される水の水質確保方法は？

A. ドライ型ミストについては、塩素を除去していない水道水を用いることとし、次に掲げる方法のうちのいずれかにより水質を確保するとともに、運用状況及び水道水の交換状況を日誌等により管理し、都が求めた場合にはこれを提示することを条件に、助成対象とします。

- ・ドライ型ミストと水道とを直結し、1日を超えて水が滞留しないようにすること（前回の散布から1日以上期間を経過して散布する場合には、設備内に滞留した水を除去したうえで散布すること）
- ・水道と直結せず、タンクに貯留した水道水を散布する場合には、日に一回以上、当該タンク内の水道水を交換するとともにタンク内の点検を行い、必要に応じてタンク内の清掃を行うこと

Q. 雨水貯留槽について助成を受ける際、継続して打ち水を行うこととされていますが、頻度等の条件はありますか？

A. 夏期（7月～9月）の間、雨水貯留槽に貯留された雨水を用いて打ち水を行ってください。また、打ち水を行った日付等を記録し、都が求めた場合に提示してください。